

令和3年度

定期監査結果報告書

田辺市監査委員

### 1 監査の基準

監査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

### 2 監査実施部課等の名称及び実施年月日

監 査 実 施 箇 所		実 施 年 月 日
部等の名称	課 等 の 名 称	
大塔行政局	総 務 課	令和3年10月28日
〃	住 民 福 祉 課	令和3年10月28日
〃	産 業 建 設 課	令和3年10月28日
教育委員会	大塔教育事務所	令和3年10月28日
消防本部	田辺消防署大塔分署	令和3年10月28日
森 林 局	山 村 林 業 課	令和3年10月28日
企 画 部	企 画 広 報 課	令和3年11月18日
〃	た な べ 営 業 室	令和3年11月18日
〃	自 治 振 興 課	令和3年11月18日
〃	情 報 政 策 課	令和3年11月18日
〃	人 権 推 進 課	令和4年1月27日
〃	男女共同参画推進室	令和4年1月27日
〃	土 地 対 策 課	令和4年1月27日
〃	南 部 セ ン タ ー	令和4年2月3日
〃	西 部 セ ン タ ー	令和4年2月3日
〃	芳 養 セ ン タ ー	令和4年2月3日
建 設 部	都 市 計 画 課	令和3年11月25日
〃	土 木 課	令和3年11月25日
〃	建 築 課	令和3年11月25日
〃	管 理 課	令和3年11月25日

### 3 監査の概要と範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく、令和2年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等）の執行状況等

#### 4 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、田辺市監査基準に沿い、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼とし、事前に提出を求めた資料に基づき補助職員に予備調査を行わせ、本監査においては各所属長及び担当係長等から説明を受け監査を実施した。

- (1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付は、適正に行われているか。
- (8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。
- (9) その他

なお、本年度は定期監査以外にも必要に応じて、実地検査等を実施した。その中での提案事項及び確認事項等も今後の施策に生かしてもらいたい。

#### 5 監査の結果

監査の実施箇所における事務の執行については、法令、条例及び規則等に準拠して、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

監査結果は次のとおりで、一部の事項については留意が必要と認められるので、適正な事務の執行管理に努められたい。

- (1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。  
予算の執行及び経理の状況については、おおむね適正に行われていると認められた。  
ただし、調定事務においては、次の事項に留意されたい。
  - ① 収入未済額の繰越しに係る調定日が田辺市会計規則に定められた日になっていないものが見受けられた。滞納繰越しの調定日は、滞納繰越しから滞納繰越しへ繰り越す場合は4月1日付けで、現年から滞納繰越しへ繰り越す場合は6月1日付けで調定を行われたい。
  - ② 年度末に一括して調定が行われている事例が見受けられたが、田辺市会計規則に定められた時期に調定されるよう見直されたい。
  - ③ 調定決議書に調定額の根拠となる書類が添付されていない事例が見受けられたので、添付されたい。
  - ④ 年度当初から効力が発生する使用料などの調定日は、4月1日付けとされたい。

また、支出負担行為については、次の事項に留意されたい。

- ① ごく一部ではあるが、支出負担行為決議書の起案日が支出負担行為の発生日となっていないものが見受けられた。契約に関する支出負担行為決議書の起案日は契約伺いの起案日と同日にされたい。
- ② 年度を跨ぐ自動更新条項による継続した契約の場合、支出負担行為決議書の起案日は4月1日付けとされたい。
- ③ 消耗品費（追録を除く。）の支出をする際には、「支出負担行為兼支出命令決議書」を起案するのではなく、「支出負担行為決議書」を起案した上で「支出命令決議書」を起案されたい。

(2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。

文書類の整理については、文書整理簿で文書取扱者が押印すべきところに受付担当者が押印していた事例や、一部ではあるが、文書整理簿への押印漏れや収受した文書に文書処理カードを使用していない事例が見受けられた。

文書分類表については、細分類番号の付番誤りが散見された。

文書類の保存又は廃棄については、文書廃棄目録に廃棄日あるいは図書館移管日を記入していないものや、廃棄あるいは図書館への移管の明示がされていないものが見受けられた。また、文書分類表に基づく保存期間が経過した文書の定期的な廃棄が行われていない事例も見受けられた。適正な文書管理と事務の効率化を推進するため、田辺市文書規程に基づき処理されるよう努められたい。

また、一部ではあるが、近隣町への出張の際に出張命令書が作成されていない事例が見受けられた。田辺市職員の服務に関する規程等に基づき適正に処理されたい。

(3) 物品の管理は、適正に行われているか。

物品の管理については、おおむね適正に行われていると認められたが、納品書に管理職の確認印が押印されていないものが一部に見受けられた。また、納品書を完備していない事例もごく一部に見受けられた。田辺市物品管理規則等に基づき物品の適正な管理に努められたい。

(4) 財産の管理は、適正に行われているか。

財産の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、ごく一部の施設で施設使用申請書を徴収していない事例が見受けられたので、施設使用申請書の提出を求め利用許可書を発行するようにされたい。また、一部の公共施設に係る賃貸借契約の見直しを検討されたい。

(5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。

各種契約の手続については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかし、随意契約とした理由が契約締結伺いに明記されていないものがごく一部に見受けられた。少額の契約であっても、随意契約の根拠の明示を願いたい。また、ごく一部であるが、契約締結日が契約締結伺いの起案日より前の日付になっているものが見受けられたので、整合性を図られたい。

(6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。

現金の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められた。現金の取扱いは複数人で確認をするなど引き続き管理の徹底をされたい。

(7) 補助金の交付は、適正に行われているか。

補助金交付事務については、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、ごく一部であるが、補助金交付要綱の整備が必要であるものが見受けられたので、検討されたい。引き続き、田辺市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、交付事務の適正な執行に努められたい。

(8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。

団体事務局の事務においては、おおむね適正に行われていると認められた。引き続き、出納については収支の調書を作成するなど、複数の職員による管理体制等を充実し、適正な事務の執行に努められたい。

(9) その他

本年度も新型コロナウイルスによる感染症は猛威を振るい、田辺市もその対応に立ち向かわれた。国の財政支援を受け、新型コロナウイルスワクチン接種事業、産業経済緊急対策事業、地域経済応援商品券事業、地域経済持続化支援金の給付、子育て世帯臨時特別給付金の支給、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給及びプレミアム付商品券事業など様々な施策を実施してきた。引き続き、感染の拡大防止対策と地域経済を支える施策との両立を図ることが課題となる。また、コロナ禍が収束したいわゆるアフターコロナ社会への対応を意識した施策の推進が必要である。

我が国では少子高齢化が急速に加速し、人口減少社会に突入しているが、田辺市においても市町村合併当時 85,666 人(平成 17 年 4 月 30 日現在の住民基本台帳による)だった人口が令和 4 年 1 月末には 70,775 人(住民基本台帳による)まで減少している。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方公共団体には、地方行政体制を確立し、行政サービスを適正に提供することが一層求められるところである。

平成 27 年度に第 31 次地方制度調査会は「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」をとりまとめた。その中で地方行政体制のあり方については、市町村が、地域経営の主体として、

人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要がある、と答申している。また、ガバナンスのあり方については、地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる、と答申している。

答申後、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図る目的で地方自治法等の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月に公布され、順次施行された。

この改正により、令和 2 年 4 月から監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を田辺市監査基準として施行している。そして、この基準に基づき定期監査を実施し、監査に当たっては指導性を重視した。

またこの改正では、都道府県と政令指定都市では内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務付けられた。内部統制とは、リスクの発生を未然に防止あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する仕組みである。この仕組みを生かして行政事務の適正かつ効率的な実施を図るための体制が内部統制体制である。現状では内部統制体制の整備は、政令指定都市以外の市町村は努力義務とされているが、できるだけ早い時期に田辺市独自の内部統制体制の整備ができるよう望むものである。

田辺市ではここ数年来、景観まちづくり刷新事業、扇ヶ浜公園整備事業、斎場建設事業などの大型事業を実施してきた。引き続き、新庁舎整備事業、津波避難タワー整備事業などの大型事業を実施している。近年は安定した財政状況が継続しているが、令和 2 年度をもって普通交付税の合併特例措置が終了し、令和 3 年度からは一本算定とされている。さらに、合併特例事業債も近い将来に終了する見込みである。このように財政的に不透明な情勢が続く中、森林環境譲与税等の地域に根差した幅広い活用を検討したり、有利な地方債を活用したりするなど財源確保に努められたい。さらに、今後も、現市庁舎の跡地利用を含めた中心市街地の活性化に資するよう田辺湾全体を見据えた「田辺 ONE 未来デザイン」、自治体 DX、社会保障費の増加、公債費負担に加え、産業振興、防災・減災対策、公共施設の更新など重要課題に対応するために多額の財政需要が見込まれるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、財源確保や財政健全化の観点から債権管理条例を策定すべき時期に達しているものと思われる。人口減少や少子高齢化等の影響を受け、歳入の減少が懸念される中、自主財源を確保するためには、適正な債権管理を行う必要がある。

特に、ほぼ一斉に更新時期を迎えるものと思われる公共施設や設備については、存廃の判断を時機を逸せずして適正に行い、その改修については計画

性を持って進められたい。

前述した大型事業の中には本年度までに完了しているものもあり、次は、これらの施設を生かしたまちづくりが問われることになる。職員は、田辺市の将来を見据え、その展望を示してもらいたい。自ら政策を提言し、職務に対する積極的な取組を望むところである。

一方で、職員の時間外勤務が多い実態には懸念している。自治体DXなど新しい働き方の導入も控えている状況で、本年度も新型コロナウイルス感染症対策という特殊事情があったにしても、過重な時間外勤務が発生することのないよう、業務の効率化、職員の適正配置及び健康安全管理にも努められたい。